

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第46号	
事故等名	油送船幸丸運航阻害	
発生年月日	平成20年11月4日10時10分ごろ	
発生場所	新潟県新潟市新潟港西区 (北緯37° 56.7'、東経139° 04.0' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月5日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、同月9日船長への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 油送船 幸丸 80トン 船舶番号 120059 船舶所有者 株式会社和田商会	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	推進器の曲損	
事故等の経過	本船は、補油用C重油を積載する目的で、空倉で、船首0.5m、船尾2.6mの喫水をもって、新潟県新潟市新潟港西区万代島ふ頭を発し、同区臨港ふ頭に向かって速力約6.5ノットで信濃川河口を北上中、平成20年11月4日10時10分ごろ、新潟信号所北方の廃油処理棧橋沖を通過時、船底に衝撃を感じた。その後、少しの振動があったが、航行に支障はなく、臨港ふ頭E3パースに着棧した。 当時、風力3の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。なお、付近水面には流木等の浮遊物が存在していた。 第一種中間検査受検のため、造船所に入渠した際、4翼固定ピッチプロペラの3翼に曲損を発見し、予備の推進器と取り替えた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 なし 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析	本船が、信濃川河口を北上中に船底に衝撃を感じた際、付近水面に流木等の浮遊物が存在しており、この浮遊物と推進器が接触した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、推進器が何らかの水中浮遊物と接触したため、推進器が曲損したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	